



連合愛知安全衛生センターだより

愛知県勤労者安全衛生センター 〒456-0002 名古屋市熱田区金山町1丁目4-18 ワークライフプラザれある 3F
TEL(052) 684-0003 FAX(052) 684-0303 連合愛知ホームページからも閲覧できます <http://www.rengo-aichi.or.jp>

10月1日～7日は全国労働衛生週間

あなたの健康があってこそ笑顔があふれる健康職場

第73回 全国労働衛生週間

2022(令和4)年10月1日(土)～7日(金) [節度開催: 9月1日～30日]

あなたの健康があってこそ
笑顔があふれる健康職場

誰もが安心して働くことができる職場づくりへの取り組みをお願いします！
1. 労働安全衛生法第57条(1)は、労働者の健康増進に必要となる労働環境の改善等について、事業者が、労働者の健康増進に必要となる労働環境の改善等について、努力義務を課しています。

準備期間(9月1日～30日)に実施する事項

- 1. 労働安全衛生法第57条(1)に基づき、労働者の健康増進に必要となる労働環境の改善等について、努力義務を課しています。
- 2. 労働安全衛生法第57条(2)に基づき、労働者の健康増進に必要となる労働環境の改善等について、努力義務を課しています。
- 3. 労働安全衛生法第57条(3)に基づき、労働者の健康増進に必要となる労働環境の改善等について、努力義務を課しています。
- 4. 労働安全衛生法第57条(4)に基づき、労働者の健康増進に必要となる労働環境の改善等について、努力義務を課しています。
- 5. 労働安全衛生法第57条(5)に基づき、労働者の健康増進に必要となる労働環境の改善等について、努力義務を課しています。
- 6. 労働安全衛生法第57条(6)に基づき、労働者の健康増進に必要となる労働環境の改善等について、努力義務を課しています。
- 7. 労働安全衛生法第57条(7)に基づき、労働者の健康増進に必要となる労働環境の改善等について、努力義務を課しています。
- 8. 労働安全衛生法第57条(8)に基づき、労働者の健康増進に必要となる労働環境の改善等について、努力義務を課しています。
- 9. 労働安全衛生法第57条(9)に基づき、労働者の健康増進に必要となる労働環境の改善等について、努力義務を課しています。
- 10. 労働安全衛生法第57条(10)に基づき、労働者の健康増進に必要となる労働環境の改善等について、努力義務を課しています。

全国労働衛生週間(10月1日～7日)に実施する事項

- 1. 労働安全衛生法第57条(1)に基づき、労働者の健康増進に必要となる労働環境の改善等について、努力義務を課しています。
- 2. 労働安全衛生法第57条(2)に基づき、労働者の健康増進に必要となる労働環境の改善等について、努力義務を課しています。
- 3. 労働安全衛生法第57条(3)に基づき、労働者の健康増進に必要となる労働環境の改善等について、努力義務を課しています。
- 4. 労働安全衛生法第57条(4)に基づき、労働者の健康増進に必要となる労働環境の改善等について、努力義務を課しています。
- 5. 労働安全衛生法第57条(5)に基づき、労働者の健康増進に必要となる労働環境の改善等について、努力義務を課しています。
- 6. 労働安全衛生法第57条(6)に基づき、労働者の健康増進に必要となる労働環境の改善等について、努力義務を課しています。
- 7. 労働安全衛生法第57条(7)に基づき、労働者の健康増進に必要となる労働環境の改善等について、努力義務を課しています。
- 8. 労働安全衛生法第57条(8)に基づき、労働者の健康増進に必要となる労働環境の改善等について、努力義務を課しています。
- 9. 労働安全衛生法第57条(9)に基づき、労働者の健康増進に必要となる労働環境の改善等について、努力義務を課しています。
- 10. 労働安全衛生法第57条(10)に基づき、労働者の健康増進に必要となる労働環境の改善等について、努力義務を課しています。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年(1950年)から毎年実施しており本年で73回を迎えます。

重点取り組み事項について再確認

- ①過重労働による健康障害防止
時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進
- ②メンタルヘルス対策の推進
ストレスチェック制度の適切な実施と早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの取り組み
- ③新型コロナウイルス感染症の拡大防止
感染防止対策の徹底
- ④高齢労働者の安全と健康確保
高齢労働者が安全に働ける設備、環境づくり
- ⑤熱中症予防対策を推進
日常の健康管理や健康状態の確認

過重労働解消セミナーのご案内

一健康に生き生き働ける職場づくりのために一

厚生労働省 労働安全衛生局 労働安全衛生センター
事業主、企業の人事労務担当、管理職の方へ

過重労働解消のためのセミナー

健康に生き生き働ける職場づくりのために

本セミナーでは、過重労働防止に関する最新ツールや最新事例の解説、企業の実情に合わせた「業務改善/ノウハウ」を提供します。

セミナー内容

- ▶ 法令、ガイドライン等のポイント解説
- ▶ 過重労働に関する最新事例
- ▶ 過重労働解消のための取組のポイント
- ▶ 過重労働解消に関する企業の取組事例

このセミナーは、労働安全衛生法第57条(1)に基づき、労働者の健康増進に必要となる労働環境の改善等について、努力義務を課しています。

全49回 無料

開催日時: 2022年9月12日(月) 19時～20時30分

開催場所: オンライン開催(Zoom)

参加費: 無料

申込期間: 9月12日(月)～9月14日(水) 15時～17時

申込方法: 申込書を送付して申し込みをお願いします。

申込書は、労働安全衛生センター(1)からダウンロードできます。

お問い合わせ先: セミナー事務局 労働安全衛生センター

過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト
<https://kaiyo-kaisyo-zenkifen.com/>

TEL: 052-228-1030 FAX: 052-228-1032 E-mail: kaiyo-kaisyo@zenkifen.com

長時間労働や仕事のストレスなど過重労働となる要因を取り除き、働く人の健康を確保することは、人を雇用する事業主や会社の義務です。フルタイムで働く正規雇用の社員を中心に、長時間労働の実態もみられ、



詳細はこちら

2019年4月以降の「働き方改革関連法」の施行により、新たな時間外労働の上限規制が導入されるなど、過重労働防止対策の強化が進められています。

過重労働は、労働者の健康や生活に大きな影響を与えるばかりではなく、企業にとっても生産性や人材確保、社会的信用といった様々な面でダメージやリスクとなり得る問題です。

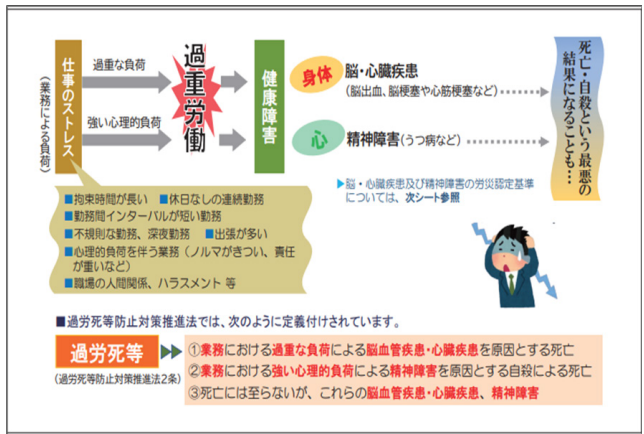
過重労働解消のためのセミナーテキスト

健康に生き生き働ける職場づくりのために

労働安全衛生センター

申込書

労働安全衛生センター



2022年8月度 愛知県の死亡災害発生状況 <9月9日現在速報値>

23人 (4人) 対前年同期17人 (3人) ※ () 内は交通事故による死亡者の内数

業種・規模	被災者	事故の型	災害状況
8月 道路旅客運送業 50～99名	50代 10年 バス運転手	交通事故 (道路)	名古屋高速11号を走行中のバスが出口付近の分離帯に衝突して横転し、炎上したものの。
接客娯楽業 9名以下	70代 現場施設 管理人1年	はさまれ 巻き込まれ	被災者は一人で搭乗式芝刈機の刃部の水洗い作業を行うため、当該芝刈機のエンジンをかけたところ、当該芝刈機が動き出した弾みで転倒し、そのまま当該芝刈機に轢かれた。その後、倒れた被災者の頭部に当該芝刈機が乗り上げた状態で発見。

私たちの職場における取り組み事例

第17回

原田理事（JEC連合愛知地連・三菱ケミカル労働組合愛知支部 支部長）

■安全衛生の取り組み

弊社は2017年4月に、三菱化学、三菱樹脂、三菱レイヨンの三社が統合し三菱ケミカルとなりました。当然歴史も文化も違うので、安全衛生についても違いが明らかでした。組織の呼称も、安全・環境部門⇒環境・安全部門など、多くの違いがあり整理していただけても大変な労力でした。更に設備に関しても、管理基準が違う、識別カラーが違うということが沢山あったので現場での変更はもちろんですが、作業標準書も全て改定が必要だったりしました。

統合から数年が経ち、労働組合として「安全は最も重要な労働条件の一つ」という議論の中で、まずは経営協議会で「安全」についての集中討議の時間を設けました。この討議から生まれた新たな活動として、会社トップと現場オペレーターとの対話会(web)が実現し、全事業所から選抜された組合員から現場の生の声を社長に届けるということが出来ました。具体的には心身負担軽減のための設備投資、全事業所のトイレリニューアルなどの施策が実行中です。

事故労災ゼロは、労使共通の願いです。働く場所が失われることが起きてはなりません。この想いは働く全ての人の願いであり、一人ひとりの責任です。誰一人として関係のない人はいません。一人ひとりの意識と行動で、安心安全な会社を構築していただくことが大切です。

しかし、安全衛生活動は終わりのない旅みたいなものですので、つらい苦しい旅路にするのではなく、少しでもポジティブで前向きな活動となるよう、労使で知恵を絞って取り組んでいきたいと思えます。



原田理事

■短時間労働者の社会保険適用拡大 (厚生年金保険法、健康保険法等)

ポイント④ 501人以上規模の企業が対象とされているパート・アルバイト等の短時間労働者の社会保険適用要件が、101人以上の企業も対象となります。

対象	要件	2016年10月 ～ (現行)	2022年10月 ～ (改正)	2024年10月 ～ (改正)
事業所	事業所規模	常時500人超	常時100人超	常時50人超
短時間労働者	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	変更なし	変更なし
	賃金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
	勤務時間	継続して1年以上使用される見込み	継続して2カ月を超えて使用される見込み	継続して2カ月を超えて使用される見込み
	適用除外	学生ではないこと	変更なし	変更なし

雇用保険料率に変更されます

○令和4年10月1日 ～ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者		事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000